



平成27年度 福井県内の住まいづくり支援制度一覧

平成27年7月現在

○福井県

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
県産材を活用したふくい の住まい支援事業(新築)	補助	県産材を活用した一戸建て木造住宅(在来工法)の取得に対して補助 【補助金額】 敷地面積200㎡未満:30万円 敷地面積200㎡以上:40万円 補助対象の住宅に越前瓦を使用する場合、1㎡あたり1,000円を上乗せする(上限10万)	県産材活用課 0776-20-0449
県産材を活用したふくい の住まい支援事業(リフォーム)	補助	県産材を活用した増築・リフォーム等に対して、県産材部材の使用量に応じて補助 【補助金額】 1件当たり 5万円～15万円 補助対象の住宅に越前瓦を使用する場合、1㎡あたり1,000円を上乗せする(上限10万)	
福井県勤労者住宅 資金利子補給制度	利子補給	北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築される勤労者(年間所得350万円以下)の方について、融資額の一部に対して利子補給 【利子補給】 利子補給率: 貸付利率の1/2(2%上限)[5年間] 上限額:(新築・購入)400万円(増改築)200万円	労働政策課 0776-20-0389
福井県勤労者住宅 資金利子補給制度 【定住促進枠】	利子補給	福井県内の誘致企業等に勤務し、県外から転入してきた方(年間所得450万円以下)が北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築した場合に、融資額の一部に対して利子補給 【利子補給】 利子補給率: 貸付利率の1/2(2%上限)[10年間] 上限額:(新築・購入)400万円(増改築)200万円	

○福井市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
福井市まちなか住まい 支援事業	補助	まちなかでの居住人口の増加や優良な住宅の供給を推進するために、対象地区における二世帯型戸建て住宅建設などに対して支援	住宅政策課 0776-20-5570
二世帯型戸建て住宅 建設等補助	補助	良質な二世帯型戸建て住宅を新築する方、または新築の良質な二世帯型戸建て住宅建売を購入した方に補助(新築二世帯型戸建て住宅に併設店舗を建設した場合に補助) 【補助金額】 1戸当たり50～100万円 併設店舗1㎡当り1万円(上限あり) 他要件あり	
共同建て住宅 建設補助		隣接地の狭小敷地等の所有者等と共同して良質な住宅を建設する方に補助(新築共同建て住宅に併設店舗を建設した場合に補助) 【補助金額】 1戸当たり50万円 併設店舗1㎡当り1万円(上限あり) 他要件あり	
戸建て住宅等 リフォーム補助 (空き家リフォーム含む)		戸建て住宅(まちなか地区内の空き家を含む)を良質な住宅にリフォームする方に補助 【補助金額】 1戸当り50万円限度(対象改修工事費の1/3) 他要件あり	

○福井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
共同住宅 リフォーム補助	補助	既存共同住宅を良質な住宅にリフォームする方に補助 【補助金額】 1戸当り50万円限度(対象改修工事費の1/3) 他要件あり	住宅政策課 0776-20-5570
職住近接住宅 リフォーム補助		雑居ビル内の既存の住戸をリフォームする方、又は既存のオフィスビル等を共同住宅に転用するためにリフォームする方に補助 【補助金額】 1戸当り50万円限度(対象改修工事費の1/3) 他要件あり	
小規模集合住宅 建設補助		4戸以下の小規模で良質な賃貸集合住宅を建設する方に補助 【補助金額】 1戸当り50万円 (住戸面積が40~55㎡の場合は40万円) 併設店舗1㎡当り1万円(上限あり) 他要件あり	
若年夫婦世帯等 家賃補助		福井市外からまちなか地区の民間賃貸住宅に入居する若年の夫婦世帯及び子育て世帯に対して家賃等の一部を補助 【補助金額】 1月につき最大1万5千円 (家賃等の1/3を限度) 【補助期間】 最長平成30年3月まで 他要件あり	
福井市空き家 リフォーム支援事業	補助	福井市内の空き家のリフォームを行う方に補助 【補助金額】 対象改修工事費の20%(上限30万円) 他要件あり	
福井市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	
福井市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	建築指導課 0776-20-5574
福井市勤労者住宅資金 利子補給制度	利子補給	北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築される勤労者の方に、融資額の一部に対して利子補給 【利子補給】 利子補給率: 貸付利率の1%〔5年間〕 利子補給対象融資額:(新築・購入)400~800万円 (増改築)200~600万円	労政課 0776-20-5321
浄化槽 設置補助事業	補助	合併処理浄化槽区域において、浄化槽の設置に要する費用の一部を補助 【補助金額】 住宅は補助対象費用の9割 その他は7割(ともに限度額あり)	
浄化槽 維持管理補助事業	補助	浄化槽区域の個人住宅に、浄化槽の維持管理に要する費用の一部を補助 【補助金額】 浄化槽の維持管理費と下水道使用料金相当額との差額分	下水道お客様 サービス室 0776-20-5634
排水設備工事資金 貸付制度	融資	公共下水道に接続する場合、または合併処理浄化槽区域において浄化槽を設置する場合の排水設備工事等に対し、資金を融資 【融資金額】 上限100万円(無利子) ※お申込みは、工事着工前 ※融資実行の翌月から月2万円の均等返済	

○福井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
住まい環境整備支援事業	補助	介助が必要な高齢者等が在宅生活を長期間継続できるように居住環境の整備を行った場合、整備した費用の一部を補助 【補助金額】上限80万円 助成対象工事費の9割	地域包括ケア推進課 0776-20-5400
重度身体障がい者住宅改造助成事業	補助	在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成 【助成金額】助成対象経費の8割(上限額80万円)	障がい福祉課 0776-20-5435
日常生活用具給付等事業(住宅改修費)	補助	在宅の重度身体障がい者が、日常生活を営むのに著しい支障があるために、段差解消等比較的小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部を助成 【補助金額】助成対象経費の9割(上限額20万円)	
居宅介護(予防)住宅改修事業	保険給付	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど、一定種類の小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を給付。 【保険給付額】住宅改修の実際の費用の9割相当(上限20万円)	介護保険課 0776-20-5715

○敦賀市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
敦賀市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】6,170円	住宅政策課 0770-22-8141
敦賀市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
敦賀市伝統的民家普及促進事業	補助	自ら居住し、補助要件を満たす伝統的民家の外装・構造体の改修工事の費用の一部を補助	
敦賀市景観条例補助金	補助	景観条例に基づく市の認定を受けた協議会または協定の構成員で、当該認定を受けた構成員が所有する建築物、工作物等を目的達成のため外観整備を行う費用の一部を補助 【補助金額】 建築物の新築等: 工事費の1/2(上限額500万円) 工作物等: 工事費の1/2(上限額100万円) 看板の新築等: 工事費の1/2(上限額50万円)	都市政策課 0770-22-8137
未組織労働者融資保証料の補給	補給	市に住所を有する労働組合に加入していない労働者(未組織労働者)が、福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて、北陸労働金庫から融資を受ける場合にその保証料の一部を補給 【対象】 住宅資金(上限額)500万円	商工・貿易振興課 0770-22-8122
水洗便所改造資金融資あっせん制度	利子補給	供用開始日から期限内(くみ取りの場合3年、浄化槽切替の場合6月)に下水道へ接続される方に、改造資金の融資を市内金融機関にあっせん 【利子補給】 利率2.2%(上限額150万円/戸) 100万円まで無利子償還期限60月以内	下水道課 0770-22-8147

(次頁へ続く)

○敦賀市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
高齢者世帯等 水洗便所改造費補助金	補助	高齢者世帯、母子及び寡婦世帯、身体障害者世帯で、同居する家族全員の市民税が均等割以下の場合、期限内に水洗便所に改造し、下水道に接続された方に対して補助 【補助金額】8万円/戸 (浄化槽からの切替えの場合は対象外)	下水道課 0770-22-8147
水洗便所改造普及奨励金	補助	供用開始日から期限内に水洗便所に改造し下水道に接続された方に対して補助 【補助金額】1万5千円/戸 ※融資あっせん制度等を利用されていない方	
雨水浸透枳設置補助金	補助	敷地内に雨水浸透枳を設置された方に対して補助 【補助金額】工事費の1/2(上限額5万円)	
浄化槽等雨水 貯留施設補助金	補助	下水道への接続時に不用となる浄化槽を改造し雨水貯留施設に転用された方、または新たに雨水貯留施設を新設された方に対して設置に要した費用の一部を補助(雨水貯留施設新設の場合、貯留容量が200リットル以上) 【補助金額】工事費用の1/2(上限額7万5千円)	
合併処理浄化槽等 設置整備事業費補助金	補助	公共下水事業認可区域、農業集落排水事業の採択および漁業集落環境整備事業の承認を受けた集落圏以外の地域において専用住宅に処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽等を設置する方に補助 【補助金額】 5人槽 35万2千円、 7人槽 44万1千円 10人槽 58万8千円	上下水道 サービス課 0770-22-8143
重度身体障害者 住宅改造事業	補助	重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】1級または2級に該当する手帳の交付を受けた視覚・肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) 下肢・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 上肢機能障害の方は限度額は60万円 介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円	地域福祉課 0770-22-8176
要介護高齢者住環境整備事業	補助	住み慣れた家で安心して生活するために、身体状況から洗面所改造・昇降機の取付等の住宅を改修する必要がある方に、改修費の一部を助成 【対象者】65歳以上の在宅生活で下記の者 1.要介護3～5の認定者 2.要介護1以上で車いすを利用している者 【補助金額】改造工事に要した経費で80万円を限度 (対象者世帯の生計中心者による所得制限有り) 他要件あり	
日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具)	給付	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障がい児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上の者又は難病患者のうち下肢もしくは体幹機能に障がいのある者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	
介護保険制度 居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要です。	介護保険課 0770-22-8180

○小浜市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
小浜市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	都市整備課 0770-53-1111 (内線257)
小浜市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
小浜市住宅取得資金支援事業	利子補給	市内金融機関から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入される方で、借入金残高の一部に利子補給 【条 件】 市内の工務店・大工にて建築されたもの 【利子補給】 借入金残高200万円を限度に年利1%を5年間利子補給(上限10万円)	
小浜市吹付けアスベスト調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】1棟につき上限25万円	
未組織勤労者融資保証料補給金	補給	福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて、労働金庫から住宅資金融資を受けられる場合に、保証料の1/2を補助 【補給対象額】 上限額500万円	商工観光課 0770-53-1111 (内線225)
小浜市歴史的景観形成助成金	補助	歴史的景観形成地区内における景観形成基準に適合する外観工事費用、歴史的景観形成地区内および小浜西組伝統的建造物群保存地区内における木造住宅に親子式住宅用火災警報器の設置にかかる配線工事費や、二方向避難経路を確保する費用の一部に補助 【補助金額】 対象工事費の1/4(上限額100万円)	文化課 0770-53-1111 (内線442)
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	補助	公共下水道事業認可区域以外の区域、農業・漁業集落環境整備事業にかかる整備計画区域以外の区域において、合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助	上下水道課 0770-53-1111 (内線235)
水洗便所改造資金貸付制度	融資	公共下水道事業処理区域において、くみ取り便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事に対し、資金を融資	
要介護老人住宅環境整備事業	補助	在宅生活をしている高齢者に対して、洗面台の取替え、トイレの拡張、昇降機等の整備に助成 【補助金額】 一定以上の所得がある第1号保険者 対象工事費の80% その他 対象工事費の90% 上限80万円	健康長寿課 0770-53-1111
高齢者等にやさしいコミュニティセンター改修助成事業	補助	「ふれあいサロン」等の高齢者が利用する地域の集会施設の洋式便器の取り換え等の工事に対し、改修費用の一部を助成 【補助金額】 補助率 事業費の20% 上限10万円	

(次頁へ続く)

○小浜市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
居宅介護住宅改修事業 (介護保険事業)	補助	在宅で生活する要支援・要介護認定者が自立しやすい生活環境を整えるための、小規模な住宅改修に対し9割または8割を支給する。 上限20万円	健康長寿課 0770-53-1111
重度身体障害者住宅改修助成事業	補助	重度身体障害者が日常生活に著しい障害があるために住宅を改造する必要がある場合に、その改造費の一部を助成 【対象者】 視覚障害・肢体不自由・体幹機能障害・脳原性移動機能障害2級以上の身体障害児者 【対象経費】対象工事費の8割、上限額80万円 ・肢体不自由・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 ・介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。	社会福祉課 0770-64-6012
日常生活用具給付等事業	補助	障害者の移動などを円滑にする用具の設置のために、小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を助成 【対象者】 下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢機能障害2級以上 【対象経費】原則対象工事費の9割、上限額20万円 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。	

○大野市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
大野市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 2,056円	建築営繕課 0779-64-4815 (内線1705)
大野市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助(施工業者は市内業者に限る)	
耐震改修工事 (住宅全体)	補助	改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの 【補助金額】 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	
耐震改修部分補強工事(特定居室)	補助	改修後の特定居室周辺の範囲における上部構造評点が1.5以上となるもの 【補助金額】 最大30万円(工事費の23%以内)	
耐震改修部分補強工事(1階部分のみ)		改修後の1階の上部構造評点が0.7以上となるもの 【補助金額】 工事に要する費用の1/2(上限額50万円)	
大野市伝統的な古民家の耐震改修促進事業	補助	伝統的な古民家について、改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの 【補助金額】 最大180万円 ①通常補助額 最大150万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	

○大野市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
大野市吹付けアスベスト調査事業	補助	分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用に対する補助(上限額1棟あたり25万円)	建築営繕課 0779-66-4815 (内線1705)
大野市ブロック塀等除去事業	補助	道路に面する倒壊の危険性が高いブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助(上限額5万円)(施工業者は市内業者に限る)	
浄化槽設置整備事業	補助	公共下水道認可区域外、または、農業集落排水事業区域外の区域について、合併処理浄化槽を設置する場合に設置した浄化槽の人槽に応じて設置費用の一部を補助	上下水道課 0779-66-1111 (内線6555) 外 0779-65-7670
大野市水洗便所等改造資金利子補給事業	利子補給	供用開始日から3年以内に下水道へ接続された方、または、合併処理浄化槽を設置された方で、取扱金融機関で改造資金を借入れた場合は利子を補助(借入金の上限額200万円)	
越前おおの定住促進事業	補助	転入者または満40歳以下の方の新築・中古住宅購入、購入中古住宅リフォーム補助 ※県外からの転入者がふくい空き家情報バンクに登録した一戸建て住宅を賃借した場合のリフォーム費用も対象 新婚世帯の親同居のためのリフォーム補助 3世代以上が同居するための新築住宅購入及びリフォーム補助	建築営繕課 0779-64-4815 (内線1704)
結の故郷越前おおの定住住宅取得支援事業(新築住宅取得)	補助	住宅取得価格の一部を補助 【補助金額】 (城下町地区で市内業者施工) 新築・建売:取得費の1/20(上限額100万円) (城下町地区で市外業者施工) 新築・建売:取得費の1/20(上限額50万円) (城下町地区以外で市内業者施工) 新築・建売:取得費の1/20(上限額50万円) (城下町地区以外で市外業者施工) 新築・建売:取得費の1/20(上限額25万円)	
結の故郷越前おおの定住住宅取得支援事業(中古住宅取得)	補助	住宅取得価格の一部を補助 【補助金額】 (城下町地区)中古住宅取得費の1/10(上限額50万円) (城下町地区以外)中古住宅取得費の1/10(上限額25万円)	
結の故郷越前おおの定住住宅取得支援事業(購入中古住宅リフォーム)		リフォーム工事費用の一部を補助(施工は市内業者に限る) 【補助金額】 (城下町地区)リフォーム工事費の1/10(上限額50万円) (城下町地区以外)リフォーム工事費の1/10(上限額25万円) ※県外からの転入者がふくい空き家情報バンクに登録した一戸建て住宅を賃借した場合のリフォーム費用も対象	
結の故郷越前おおの新婚世帯同居住宅リフォーム支援事業	補助	リフォーム工事費用の一部を補助(施工は市内業者に限る) 【補助金額】リフォーム工事費の1/3(上限額50万円)	
結の故郷越前おおの多世代世帯同居住宅取得・リフォーム支援事業		新築住宅取得価格及びリフォーム工事費用の一部を補助(施工は市内業者に限る。) 【補助金額】新築住宅取得費及びリフォーム工事費の1/20(上限額50万円) ※多世代世帯が継続して入居している場合、3年後に同額の補助申請ができます。	

(次頁へ続く)

○大野市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
越前おおの伝統的民家普及促進事業	補助	城下町地区以外に立地する町家型・農家型住宅の新築・改修を行う場合に外観工事費の一部を補助 【補助金額】 新築:外観工事費の1/2(上限額100万円) 改修:外観工事費の1/2(上限額200万円)	
結の故郷越前おおのまちなか町家暮らし支援事業	補助	城下町地区で景観形成地区以外に立地する町家型住宅の新築・改修を行う場合に、外観工事費の一部を補助 【補助金額】 戸建住宅 新築:外観工事費の1/2(上限額100万円) 改修:外観工事費の1/2(上限額200万円) 共同住宅 新築:外観工事費の1/2(限度額400万円、一戸当たり限度額50万円)	建設整備課 0779-64-4812 (内線1502)
大野市都市景観形成建築物等整備事業	補助	大野市景観条例に基づく景観形成地区内に立地する建築物等の外観工事費の一部を補助 【補助金額】 外観工事費の約2/3(上限金額400万円)	
大野市要介護高齢者住宅改造費助成事業	補助	介護が必要な高齢者の住宅を改造する場合に工事費の8割又は9割を助成します。 (対象者) 65歳以上の在宅の高齢者で、要介護3～5に認定された人、又は、要介護1～2に認定された人で次のア～エに該当する人 ア 車いすを利用する人 イ 障害等級が1級又は2級に相当する上肢が不自由な人 ウ 障害者日常生活自立度が要件に該当する人 エ 認知症高齢者日常生活自立度が要件に該当する人 (対象となる改造内容) ・住宅内、玄関から一般道までの通路の拡幅等 ・身体状況に適した洗面台、流し台、ガス台の取替え ・階段昇降機の設置 ・段差解消機の設置 ・テーブル生活等のための床材の変更 など(介護保険で行う住宅改修の対象は除く) (補助金の額) 住宅の改造に要した経費の10分の8(介護保険法大49条の2の規定に準ずる) 又は10分の9(800千円上限)	健康長寿課 0779-65-7333 (内線4132)
居宅介護住宅改修事業(介護保険事業)	保険給付	在宅で生活する要支援・要介護認定者が自立しやすい生活環境を整えるため費用の8割又は9割を支給します。 (対象者)要支援・要介護認定者 (対象となる改修内容) 手すりの取付、段差解消、床材変更、扉交換、洋式便器への取替 (補助金の額) 住宅の改造に要した経費の10分の8(介護保険法第49条の2の規定に準ずる)又は10分の9(200千円上限)	
大野市重度身体障害者住宅改造費助成事業	補助	視覚障害者又は肢体不自由者に対して住宅改造の工事費の一部を助成します。 (対象者)以下の条件すべてに該当する者 ①市内在住 ②1級又は2級に該当する身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者又は肢体不自由者 ③本事業のほかに住宅の改造に係る資金援助を受けていない者(介護保険法に基づく助成事業を除く) (補助金の額) 住宅の改造に要した費用の8割(ただし上限あり) 上限額:60万円(下肢/体幹/脳原性移動障害あり/上肢障害者で特殊便器併用/要介護・要支援該当) 上限額:80万円(上記のいずれも該当しない者)	福祉子ども課 0779-64-5142 (内線4157)

(次頁へ続く)

○大野市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
大野市日常生活用具給付事業(居宅生活動作補助用具)	補助	本事業の一つとして、対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を行う場合に助成を行います。 (対象者) ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者 (補助金の額) 最大20万円(課税世帯は、1割負担。非課税世帯は全額公費負担。)	福祉こども課 0779-64-5142 (内線4157)

○勝山市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
勝山市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	建設課 0779-88-8107
勝山市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修 上限110万円 部分改修 上限30万円	
勝山市歴史的まちなみ景観創出事業	補助	・中心市街地 建築物等の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたのについて外観工事費の一部を助成 ・平泉寺区 建築物等の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたのについて外観工事費の一部を助成 ・上記の地域を除く市内全域 福井の伝統的民家の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたのについて外観工事費の一部を助成	都市政策課 0779-88-8108
勝山市定住化促進事業	補助	定住に要する住宅の取得に対する補助 【補助金額】 上限100万円	建設課 0779-88-8107
勝山市住宅リフォーム促進事業	補助	市内に自ら居住する住宅のリフォーム工事に必要な経費の一部を補助 【補助金額】 補助対象工事費の1/5(上限額20万円)	
勝山市屋根融雪設備設置促進事業	補助	自己の居住する一戸建または長屋建住宅に設置する屋根融雪設備に対し、設置費用の一部を補助 【補助金額】 設置費用の1/6(上限額30万円)	
住まい環境整備支援事業	補助	介護保険住宅改修に該当しない住宅改造で、要介護3以上のかたに対し、80万円を限度として、工事費の9割又は8割を補助する。	

○鯖江市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
鯖江市吹付けアスベスト調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費)	建築営繕課 0778-53-2240

○鯖江市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
鯖江市伝統的民家普及促進事業	補助	自ら居住し、一定の要件に該当する福井の伝統的民家(推進地区内に限る)の新築または外観の改修工事等の費用の一部を補助 【補助金額】 [新築]外観仕上げ工事に要する費用の2/3 (上限額160万円) [改修]外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2 (上限額300万円)	建築営繕課 0778-53-2240
鯖江市浸水対策工事助成金	補助	公共下水道区域で浸水のおそれがある地域に住宅を有するもの、または過去に市内で浸水被害を受けたことがある住宅を有するものを対象に、防水板設置工事、住宅嵩上げ工事に係る費用の一部を補助。 【補助金額】 防水板設置工事に要する費用の3/4(上限額30万円) 住宅嵩上げ工事に要する費用の3/4(上限額300万円)	土木課 0778-53-2246
鯖江市雨水貯留施設等助成事業	補助	雨水貯留施設等を設置する方を対象とし、その設置費用の一部を補助 【補助金額】 設置費用の2/3(上限額6万円)	下水道課 0778-53-2244
鯖江市合併処理浄化槽設置費補助	補助	公共下水道事業および農業集落排水事業の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象としてその設置費用に対し一部を補助 【補助金額】 住宅は補助対象費用の8割 その他は4割+352,000円(ともに限度額あり)	
鯖江市住宅改修費給付事業	補助	在宅の障害者を対象に、一定の要件に該当する住宅改修の費用の一部を助成。 【対象者】 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者もしくは学齢児以上の身体障害児で、かつ障害程度等級が3級以上の方。ただし、特殊便器の取り替えについては上肢機能障害2級以上の方。 【補助金額】最大20万円	社会福祉課 0778-53-2217
重度身体障害者住宅改修助成	補助	重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】65歳未満で障害等級が1・2級の視覚障がい者および肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額60万円)	
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの小規模な住宅改修に対し支給。 工事着工前に事前申請が必要です。 【支給金額】一人18万円まで(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※H27年8月から一定以上の所得がある場合には8割	
要介護高齢者住宅改修助成事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改修の費用の一部を助成。 【対象者】 ①要介護3～5に認定された方 ②または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要件】 ア、車いすを利用する方 イ、障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ、障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方 【補助金額】助成対象経費の9割(上限80万円) H27年8月から一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割	長寿福祉課 0778-53-2219

○鯖江市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
鯖江市住宅用太陽光システム設置費補助事業	補助	住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助。	環境課 0778-53-2228

○あわら市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
あわら市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	建設課 0776-73-8031
あわら市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
あわら市吹付けアスベスト調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費)	
勤労者住宅資金利子補給制度	利子補給	勤労者があわら市内で自己の住宅を新築または購入するときの借入金の利子の一部を補給	観光商工課 0776-73-8030
住まい環境整備支援事業	補助	<p>【対象者】 要介護認定等を受けた者又は要介護及び要支援相当と市長が判断する者のうち、市長が当該要介護者の在宅生活の維持向上を図るため、特に住宅の改造を必要と認めた者</p> <p>【内容】 1 対象者の在宅生活の維持向上を図るために行う住宅の改造に要した費用の一部を助成する。 2 助成の対象とする住宅の部分は、対象者の住宅部分のうち、内部にあつては玄関、便所、洗面所、浴室等とし、外部にあつては玄関から一般道路を結ぶポーチその他の部分とする。 3 この事業において助成の対象とする改造の範囲は、前項に規定する住宅の部分について行った介護保険給付対象外の改造工事で、次の各号に掲げるもののうち、対象者の在宅生活の維持向上を図るために必要と認めるものとする。 (1) 洗面台・流し台の取替え (2) 階段昇降機の設置 (3) その他前2号の住宅改造に付帯して必要となる住宅改造 4 市長は、対象者の心身の状態等を検討のうえ、建築分野の専門家の意見、福井県の定める高齢者住宅設計指針等を参考に住宅の改造の内容を決定するものとする。 5 新築又は増築の際に行った工事は補助対象外とする。 6 助成の額は、改造に要した経費に10分の9を乗じて得た額とし、800,000円を限度とする。この場合において、同一住宅の同一対象者については、補助対象経費の合計額が800,000円に達するまで対象とする。 7 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における補助対象経費は、新たに前項の規定により算出して得た額とする。 (1) 要介護等状態区分が3段階以上上がった場合(ただし、同一対象者につき1回限りとする。) (2) 転居した場合</p>	健康長寿課 0776-73-8022

(次頁へ続く)

○あわら市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修	給付	【対象者】 ・要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けた者 【利用者負担】対象経費の1割 【内容】 手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去、和式から洋式への便器の取り替えなど。 【上限】20万円(保険給付は18万円)	健康長寿課 0776-73-8022
住宅改造助成制度	補助	在宅の重度身体障害者が日常生活に著しい障害があり、住宅を大規模に改造する必要があるとき、費用の一部を助成 【助成限度額】80万円(改造費の10分の8を助成) (下肢機能障害の方は、60万円限度)	
地域生活支援事業(住宅改修助成費)	給付	【対象者】 在宅で身体障害者手帳3級以上取得者で、下肢・体幹機能障害を有する者。 【対処範囲】 障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うもの。(手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更) 【対象経費】原則 経費の9割、限度額20万円 【自己負担額】1割、住民税非課税 自己負担なし	福祉課 0776-73-8020
水洗便所改造奨励金	補助	供用開始から半年以内(くみ取り便所の改造については3年以内)に公共下水道に接続し、完成検査を受けた場合、水洗便所改造奨励金を交付(新築は対象外)	上下水道課 0776-73-8037
水洗便所等改造資金の融資制度	補助	処理区域内のくみ取便所を水洗便所に改造する工事や既設のし尿浄化槽を撤去し公共下水道に接続する工事および一般雑排水を排除するための排水設備工事に対し、資金を融資	

○越前市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
伝統的民家普及促進事業	補助	伝統的民家群保存活用推進地区(四町、五箇地区)等において、自ら居住し、一定の要件に該当する福井の伝統的民家の新築または外観の改修工事等の費用の一部を補助	
街並み景観整備助成事業	補助	地域街づくり協定等の区域(四町、五箇地区)において、修景施設の整備に要する費用の一部を補助	
まちなか住宅団地整備費補助制度	補助	中心市街地域において、住宅団地の整備に要する費用の一部を補助	都市計画課 0778-22-3012
住宅用地等購入資金利子補給制度	利子補給	組合施行土地区画整理事業の保留地または用途地域内の公有地の購入後、住宅を新築して定住する人を対象に、購入資金利子補給金を支給 【利子補給】5年以内(年額10万円程度)	
まちなか住宅取得支援事業	補助	中心市街区域において、住宅を新築または購入して定住する人を対象に、取得費用の一部を補助 【補助金額】最大100万円	

(次頁へ続く)

○越前市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
まちなか住宅取得 資金利子補給金事業	利子補給	中心市街地区域において、住宅を借入金にて建築または購入して定住する人を対象に、購入資金利子補給金を支給 【利子補給】 5年以内(年額10万円限度)	都市計画課 0778-22-3012
まちなか空き家等 リフォーム支援事業	補助	中心市街地区域において、空き家(戸建てまたは共同住宅)の水廻りの改修などを行う場合、費用の一部を補助	
まちなか空き家 解体支援事業	補助	中心市街地区域において、空き家(戸建てまたは共同住宅)を解体し、住宅の建替えまたは土地の売却を予定している人を対象に、解体費用の一部を補助 【補助金額】 最大100万円	
新婚夫婦定住化支援事業	補助	婚姻してから1年以内の新婚夫婦が越前市内の民間賃貸住宅に居住する場合、最長3年間家賃の一部を補助 【補助額】 ①中心市街地区域に居住する場合、月額2万円 ②夫婦どちらかが市外から転入してきた場合、月額1万円 ※家賃の1/2が上限 ※①②のどちらにも該当しない場合は対象外	
木造住宅耐震 診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	建築住宅課 0778-22-3074
木造住宅耐震 改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助	
吹付けアスベスト調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】 1棟につき上限25万円	
民間優良共同住宅 整備促進事業	補助	中心市街地区域において、民間優良共同住宅の整備に要する費用の一部を補助	
合併浄化槽設置補助制度	補助	公共下水道事業や農業・林業集落排水事業の認可区域外に浄化槽を設置する場合に補助	下水道課 0778-22-7922
住宅用太陽光発電・ 暮らしの省エネ設備導入 促進事業	補助	住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助。また、省エネルギー設備(高効率給湯器、LED照明器具等)を同時に設置する場合は補助額を増額	環境政策課 0778-22-5342
越前市要介護老人住環境 整備事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を補助。 【対象者】 ①要介護3～5に認定された方 ②または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ車いすを利用している方 【補助金額】補助対象経費の9割(上限80万円) H27年8月から一定以上の所有を有する65歳以上の方は8割	長寿福祉課 0778-22-3715
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要です。 【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得があるう場合には8割	

(次頁へ続く)

○越前市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
重度身体障害者住宅改造助成制度	補助	視覚・肢体不自由で身体障害者手帳1級2級の人が、在宅での日常生活をおくるうえで、その住居を改造する必要があるとき、費用の一部を助成。 【補助金額】最高80万円(改造費の8割) ただし、日常生活用具住宅改修費給付が受けられる人は最高60万円	社会福祉課 0778-22-3004
日常生活用具住宅改修給付	給付	身体障害者手帳3級以上の人が、在宅での日常生活をおくるうえで段差の解消や手すりの設置などの住宅の改修を行う場合、物品の購入費や工事費用を給付。 【給付金額】最高20万円 (所得税課税世帯は原則1割負担)	

○坂井市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
坂井市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】6,170円	都市計画課 0776-50-3052
坂井市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
坂井市吹付けアスベスト調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】1棟につき上限25万円	
坂井市多世帯同居のりフォーム支援事業	補助	多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助	
坂井市定住促進空き家りフォーム支援事業	補助	坂井市への定住を促進するとともに空き家住宅の有効活用を図ることを目的として、空き家の改修工事等に要する費用の一部を補助	
坂井市街なみ環境整備事業	補助	湊町地区特定景観計画区域の中で、まちづくり協定を締結した区域において、修理・修景の基準に適合する建造物の建設に対する外観工事費の一部を補助	
坂井市丸岡城周辺景観まちづくり事業	補助	城周辺地区特定景観計画区域において、景観形成基準に適合する行為に対する事業費の一部を補助	
坂井市伝統民家普及促進事業	補助	自ら居住し補助要件を満たす伝統的民家の外装、構造体の改修工事の費用の一部を補助	
坂井市水洗便所改造等資金融資あっせん及び利子補給	利子補給	くみ取り便所を水洗便所に改造するなど、家庭排水を公共下水道へ流入させるための接続工事を行う際、その資金の融資のあっせんおよび返済にかかる利子相当額を補給	上下水道 お客さまセンター 0776-51-9100

(次頁へ続く)

○坂井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
住まい環境整備支援事業	補助	<p>在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。</p> <p>【対象者】</p> <p>①要介護3以上に認定された方</p> <p>②または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方</p> <p>【要件】</p> <p>ア、車いすを利用する方</p> <p>イ、障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者</p> <p>ウ、障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方</p> <p>エ、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方</p> <p>【補助金額】助成対象経費の9割(上限80万円)</p> <p>H27年8月から一定以上の所有を有する65歳以上の方は8割</p>	<p>高齢福祉課 0776-50-3040</p>
介護保険住宅改修制度	給付	<p>要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要です。</p> <p>【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給)</p> <p>※一定以上の所得がある場合には8割</p>	
日常生活用具給付等事業	助成	<p>住宅で生活する身体障がい者で下肢、体幹機能等の障がいにより移動機能障がいがある方が、段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成。ただし、65歳以上の方および介護保険被2号保険者の方は、介護保険の住宅改修が優先。</p> <p>【対象者】</p> <p>身体障害者手帳 下肢3級以上(下肢には体幹・脳原性を含む)</p> <p>【対象経費】</p> <p>次の各号の改修工事等に係る経費</p> <p>①手すりの取り付け</p> <p>②段差の解消</p> <p>③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>④引き戸等への扉の取り換え</p> <p>⑤洋式便器等への便器の取替え</p> <p>⑥居宅生活動作補助用具の購入費</p> <p>⑦①～②住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> <p>【助成要件】</p> <p>ア、当該住宅につき基準額20万円まで</p> <p>イ、新築および増築は対象外</p> <p>ウ、事前申請が必要</p> <p>エ、入院中でも退院が確定している場合は申請可</p> <p>【助成金額】</p> <p>所得に応じて決定(最高額20万円)</p>	<p>社会福祉課 0776-50-3041</p>
重度身体障害者住宅改造事業	助成	<p>在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい支障があるため、住宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成。ただし、65歳以上の方および要介護保険被2号被保険者の方は、住まい環境整備支援事業が優先。</p> <p>【対象者】</p> <p>身体障害者手帳 視覚1～2級、上肢1～2級、下肢1～2級(下肢には体幹・脳原性を含む)</p> <p>【対象経費】</p> <p>当該住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室等において、日常生活を容易にするための改造工事費を対象経費とする。ただし、日常生活用具給付事業における住宅改修費および住まい環境整備支援事業の対象経費は、本事業の対象経費から除く。</p> <p>【助成要件】</p> <p>ア、当該住宅につき1回限り</p> <p>イ、新築および増築は対象外</p> <p>ウ、事前申請が必要</p> <p>エ、入院中でも退院が確定している場合は申請可</p> <p>【助成金額】</p> <p>助成対象経費の8割</p> <p>上限額60万円(視覚障がい者は80万円)</p>	

○永平寺町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
永平寺町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	建設課 0776-61-3948
永平寺町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
福井の伝統的民家普及促進事業	補助	自ら居住する福井の伝統的民家の外装または構造体の改修に対する補助	
永平寺町吹付けアスベスト調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】 1棟につき上限25万円	
U・ターン者空き家住まい支援事業	補助	永平寺町への定住を促進するため、空き家住宅の有効活用を図りながら、U・ターン者の住まいの支援を目的として、空き家の購入及び改修工事に要する費用の一部を補助	
永平寺町空き家等解体及び撤去事業	補助	適正に管理されていない空き家等を早急に解体除却してもらうために、指導に従い除却を講ずる場合、空き家等を解体及び撤去費用の一部を補助 【補助金額】 最大50万円	総務課 0776-61-3941
永平寺町住まいる定住応援事業		若者の住宅取得に必要な経費・子育て経費の一部を助成 【定住促進地域】永平寺地区志比北小学校区、上志比地区 【定住促進地域以外】松岡地区、永平寺地区志比小学校・志比南小学校区	総合政策課 0776-61-3942
住宅取得費	助成	住宅購入世帯に対し助成 【助成金額】 ○新築住宅 定住促進地域:50万円 定住促進地域以外:20万円 ○中古住宅 定住促進地域:10万円 定住促進地域以外:5万円	
子育て費 (中学生以下)		申請時、住民票に記載されている中学生以下の子どもを対象 【助成金額】 定住促進地域:1人につき20万円助成 定住促進地域以外:1人につき10万円助成	
住まい環境整備支援事業	補助	車いす対応の住宅のバリアフリー化改修等に対する助成 【対象者】要介護3～5の高齢者または、要介護1以上で車いすを使用する高齢者 【助成額】上限80万円(自己負担の1割を除く)	福祉保健課 0776-61-3920

(次頁へ続く)

○永平寺町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要です。 【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割	福祉保健課 0776-61-3920
重度身体障害者住宅改造事業	補助	重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】1級または2級に該当する手帳の交付を受けた視覚・肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) 下肢・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 上肢機能障害の方は限度額は60万円 介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円	
日常生活用具給付等事業(住宅改修費)	補助	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害2級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等、障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うものに要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	

○池田町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
池田町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】6.170円	産業振興課 0778-44-8002
池田町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	
池田町吹付けアスベスト調査事業	補助	分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用に対する補助(1棟あたり上限25万円)	
住宅多世代化支援事業	補助	親、子、孫などの多世代の家族が同居するために周辺環境に配慮した住宅を新築、増築、改築に対する補助。 【補助額】最大500万円(建築に係る経費の30%上限) 【対象】45歳以下、多世代と10年以上定住される方	
住み家新築支援事業	補助	町内(行政区に限る)の周辺景観に配慮した新築住宅への補助 【補助金額】最大350万円(建築に係る経費の30%) 【対象】45歳以下で家族と10年以上同居される方	
住宅機能向上支援事業	補助	70歳以上の高齢者や障害をもつ方が居住している住宅で、住宅機能向上化のために、改築・改修をするための補助 【補助金額】最大100万円(改築・改修にかかる経費30%) 【対象】70歳以上の高齢者や障害者家族と10年以上定住される方	

(次頁へ続く)

○池田町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
古民家等再生補助事業	補助	新たに町内の空き家を購入または賃貸借する者に対し、周辺環境に配慮した住宅の改修に対する補助 【補助金額】最大200万円(改修経費の30%)	産業振興課 0778-44-8002
住まい環境整備支援事業	補助	在宅で要介護3以上の方、又は要介護1以上で車いすを利用する方が、廊下・トイレ等の拡幅などに係る改修費用の一部を助成。 【補助金額】対象経費の9割(助成限度額80万円)	保健福祉課 0778-44-8000
介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給	補給	在宅で要介護認定をもつ方の、①手すりの取り付け ②段差の解消 ③引き戸等への扉の取替え ④洋式便所等への便器の取替え ⑤その他前号の住宅改修付帯工事に要する費用の一部を助成。 【補助金額】対象経費の9割 (助成限度額20万円)	
日常生活用具給付等事業	補助	在宅で身体障害者手帳3級以上取得者で、下肢・体幹機能障害を有する方の、手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更等の小規模な住宅改修に要する費用の一部を助成。【補助金額】対象経費の9割(助成限度額20万円)	
重度身体障害者住宅改造助成事業	補助	在宅で身体障害者手帳1,2級取得者で視覚障害、肢体不自由である方が、玄関、台所、便所等の段差解消や出入り口の拡張改造に要する費用の一部を助成 【補助金額】対象経費の8割(助成限度額80万円) *対象者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害、脳原性移動機能障害者である場合は助成限度額は60万円。 *対象者のうち、介護保険制度の認定を受けた方が行う場合は助成限度額は60万円。	
日常生活用具給付等事業	補助	【対象者】 在宅で身体障害者手帳3級以上取得者で、下肢・体幹機能障害を有する者。 【対処範囲】 障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うもの。(手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更) 【対象経費】原則 経費の9割 限度額20万円 【自己負担額】 住民税課税 ……1割 住民税非課税 ……自己負担なし	

○南越前町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
南越前町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】6,170円	建設整備課 0778-47-8003
南越前町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	

○南越前町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
浄化槽設置整備事業補助金	補助	特定環境保全公共下水道区域及び農業集落排水区域以外の区域で浄化槽を設置する費用の一部を補助	
南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得支援事業補助金	補助	若い世代の定住を促進するため、住宅の新築・中古住宅を取得した者に住宅支援事業に要する経費の1/5を補助 【新築住宅を取得した場合】 南条地区 (限度額 500万円) 南条地区以外 (限度額 200万円) 【中古住宅を取得した場合】 中古取得価格 (限度額 200万円) リフォーム (限度額 100万円)	建設整備課 0778-47-8003
南越前町福井の伝統的民家普及促進事業	補助	自ら居住し、補助要件を満たす伝統的民家の新築または外装・構造体の改修工事等の費用の一部を補助	教育委員会 0778-47-8005
重度身体障害者住宅改造助成	補助	在宅の重度身体障がい者が日常生活での利便性向上を図るために住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円)	
住まい環境整備支援事業	補助	要介護3以上の在宅高齢者、又は要介護1以上で車いすを利用する在宅高齢者が、車いす対応のバリアフリー化等の住宅改修に要する費用の一部を助成(介護保険事業による改修対象箇所は除く) 【補助金額】対象経費の9割(助成限度額80万円) 【受益者負担割合】対象経費の1割	保健福祉課 0778-47-8007

○越前町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
越前町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】6,170円	
越前町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	定住促進課 0778-34-8727
福井の伝統的民家普及促進事業	補助	自ら居住する福井の伝統的民家の外装または構造体の改修に対する補助	
越前町多世帯同居リフォーム支援事業	補助	多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助	
合併処理浄化槽設置事業	補助	公共下水道および農業集落排水事業等の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象として、その設置費用に対し一部を補助	住民環境課 0778-34-8708

(次頁へ続く)

○越前町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
越前町要介護老人住宅改造助成事業	補助	【対象者】 ①要介護3以上と判定された方 ②要介護1または要介護2と判定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要 件】 ア、車いすを利用する方 イ、障害者等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ、障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはMに該当する方 【助成額】 80万円を上限とし、改造費の8/10を助成	健康保険課 0778-34-8710
越前町重度身体障害者住宅改造助成事業	補助	【内容】 在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい支障があるため、自宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成 【対象工事】 壁を壊して間口を広げる等、家の中の区切りを変更するような工事(住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室等) 【対象者】 在宅の身体障害者手帳の視覚障害または肢体不自由2級以上の人 【助成額】 80万円を上限として、改造費の8/10を助成 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。	福祉課 0778-34-8725
越前町日常生活用具給付等事業	補助	【内容】 在宅の身体障がい者が、自宅の段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成 【対象工事】 段差解消、手すりの設置、床材の変更、扉の取り替え等の簡単な修繕工事(居室、廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等) 【対象者】 在宅の身体障害者手帳の下肢または体幹機能障害3級以上(脳原性を含む)の人、難病等の人 【助成額】 経費の9割(基準額20万円・助成上限額18万円)	

○美浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
美浜町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	
美浜町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	土木建築課 0770-32-6707
美浜町住宅改修費助成金制度	補助	個人が町内に所有する住宅で、住宅の修繕、改修、模様替え等がかつ町内業者の施工による工事の費用の一部を補助 【補助金額】 住宅の修繕、改修、模様替えにかかる費用の20%(最高20万円) 耐震改修を伴う場合は対象工事費の20%(最高40万円)	

(次頁へ続く)

○美浜町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
水洗便所改造資金 融資制度	利子補給	くみ取便所改造工事、し尿浄化槽撤去工事およびこれらの工事に伴う台所等の改造工事に対し、これらの資金の返済にかかる利子の一部を補給(利子補給の率は1.5パーセント)	上下水道課 0770-32-1341
美浜町住まい環境整備費助 成事業	補助	【対象者】 ①要介護3～5と判定された方 ②要介護1または2と判定され、次のいずれの要件を満たす方 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅥに該当する方 【内容】 (介護保険で行う住宅改修の対象は除く) ・住宅内、玄関から一般道までの通路の拡幅等 ・身体状況に適した洗面台、流し台、ガス台の取替え ・階段昇降機の設置 ・段差解消機の設置 ・テーブル生活等のための床材の変更 など 【補助金額】対象経費の9/10(上限80万円) ※H27年8月から一定以上の所得を有する65才以上の方は8/10	福祉課 0770-32-6704
美浜町重度身体障害者(児) 住宅改造費助成事業	補助	【対象者】 視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者 【内容】 手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】 対象工事に要する費用の10分の8(上限額80万円)	

○高浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
高浜町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	
高浜町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	建設整備課 0770-72-7702
高浜の伝統的民家 普及促進事業	補助	高浜の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 〔新築等〕 上限額160万円 (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) 〔改修等〕 上限額300万円 (外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2以内)	
住宅・店舗リフォーム支援 事業	補助	居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅及び店舗の修繕、改修、模様替に対して補助 【補助金額】 (住宅)上限20万円(改修費用の20%) (店舗)上限30万円(改修費用の20%)	

(次頁へ続く)

○高浜町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
高浜町農業集落排水設備設置事業補助金制度	補助	排水設備の設置等に対して補助 【補助金額】(改造・修理) 上限額25万円(工事費の50%) (新築・改築) 上限額10万円(工事費の50%)	上下水道課 0770-72-3611
居宅介護住宅改修費給付(介護保険)	補助	【対象者】要支援・要介護認定者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】10分の9(上限額20万円)	福祉課 0770-72-5887
高浜町住まい環境整備費助成事業	補助	【対象者】 ・要介護認定者(3~5) ・要介護認定者1・2で次のいずれかに該当(①車いす利用者②1・2級の身体障害者手帳保持者③障害により日常生活が困難な者④認知症により日常生活が困難な者) 【内容】 廊下・トイレ・浴室・玄関等の拡幅や階段昇降機の設置等に要する費用の一部助成 【補助額】 工事に要する費用の10分の8(上限額80万円)	
高浜町重度身体障害者(児)住宅改造費助成事業	補助	【対象者】・視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】象工事に要する費用の10分の8(上限額80万円)	
日常生活用具住宅改修費給付	補助	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	

○おおい町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
おおい町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	建設課 0770-77-1111
おおい町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	
おおいの住まい支援事業(新築)	補助	県産木材を活用し、使用する木材について一定の基準を満たす木造住宅(在来工法)を町商工会員の施工により取得する者に補助 【補助金額】 敷地面積200㎡未満:30万円 200㎡以上:50万円	
おおいの住まい支援事業(リフォーム)	補助	県の実施する県産木材を活用したリフォーム工事の助成対象者に對し、その工事を町商工会員の施工により行う者に補助 【補助金額】 1件あたり5万円以上15万円以内	

(次頁へ続く)

○おおい町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
おおい町U・ターン者住まい支援事業	補助	町内に自らが居住するために住宅を新築・購入・改修するU・ターン者に、費用の一部を補助 【補助対象および金額】 ①町内事業者により住宅を新築する場合:100万円 ②町内事業者が建設した住宅を購入する場合:100万円 ③町内に立地する住宅を購入する場合:100万円(上限:購入金額) ④町内に立地する住宅を改修する場合(改修費用が50万円以上の工事が対象):改修費用の1/3(上限:50万円)	建設課 0770-77-1111
住まい環境整備支援事業	補助	【対象者】 ・要介護3以上の高齢者等 ・要介護1または2で要件を満たす者 【利用者負担】対象経費の1割または2割 【内容】 介護保険の住宅改修の対象とならない改修等に対し一部を補助します。 <上限>80万円	福祉課 0770-77-2760
居宅介護(予防)住宅改修事業	補助	【対象者】 ・要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けた者 【利用者負担】対象経費の1割 【内容】 手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器などへの便器の取り替えなどの対象となる改修を行ったものに対し一部を補助します。 <上限>20万円	
おおい町重度身体障害者住宅改造費助成事業	補助	【対象者】 ・おおい町に住所を有する在宅の視覚障害者又は肢体不自由者 で1級及び2級の身体障害者手帳を有するもの。 【利用者負担】対象経費の2割 【内容】 住宅の玄関、台所、便所、洗面所及び浴室等、対象者の在宅生活、又は介護者の介助を容易にするために必要な範囲の内容に限り一部を補助します。 <上限>80万円	

○若狭町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
若狭町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	建設課 0770-45-9104
若狭町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	
若狭町吹付けアスベスト調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】 1棟につき上限25万円	

○若狭町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
若狭町空き家活用支援事業	補助	町内の空き家を購入または貸借する者が定住する際に必要な改修に要する経費に対する補助 【補助金額】 上限100万円(改修費の50%) ※改修費用が20万円以上の工事が対象	政策推進課 0770-45-9112
若狭町要介護老人等住宅改造費助成事業	補助	【目的】 介護を必要とされる方が、在宅での生活を続けていくために住宅を改造する場合、費用の一部を助成 【対象者】 ①要介護3～5と判定された方 ②要介護1または2と判定され、次のいずれの要件を満たす方 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅥに該当する方 【補助金額】対象経費の9/10(上限80万円) ※H27年8月から一定以上の所得を有する65才以上の方は8/10	福祉課 0770-62-2703
住宅改修(介護保険)	給付	要支援1・2、要介護1～5と認定された方の、自宅での生活上の障壁を軽減するために、手すりの取り付けや段差解消など対象となる住宅改修を行った場合、費用の9割(※)が支給されます。改修対象の確認や、本人の状態にあった改修ができるよう、着工前までに事前申請が必要です。 【支給限度基準額】 20万円 (※)H27年8月から一定以上の所得の方は8割	
重度身体障害者(児)住宅改造費助成事業	補助	【対象者】・視覚障害者・肢体不自由者2級以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】対象工事に要する費用の8割(支給限度額80万円) ※所得制限あり	
住宅改修(地域生活支援事業)	給付	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【給付額】工事に要する費用の9割(支給限度上限額20万円)	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。